

四国森林管理局入札等監視委員会運営要領

平成 6年10月24日 6高経第254号
最終改正：令和 4年 8月18日 4四企第 52号

第1 趣旨

森林管理局等における契約に係る競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続きの透明性を一層高めるとともに、入札及び契約事務の適正化を図るため、四国森林管理局に四国森林管理局入札等監視委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

第2 委員会の事務

1 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 森林管理局長、森林管理署長及び森林管理事務所長(以下「森林管理局長等」という。)が行った契約(国の収入原因契約、国の行為を秘密にする必要がある契約及び予定価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約を除く。以下同じ。)に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 対象契約のうち委員会が抽出決定したのものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) (1)の報告及び(2)の審議を踏まえ、入札及び契約結果を分析するとともに、入札事務及び契約事務の適正化並びに入札談合の防止に向けた方策について総合的に審議すること。
- (4) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」(平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知)の第3に規定する再苦情、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)の第9に規定する苦情、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の制定について」(平成19年3月16日付け18経第1840号大臣官房経理課長通知)の第8に規定する再苦情(以下「再苦情」と総称する。)の処理及び「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領の制定について」(平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知)第9に規定する苦情の処理を行うとともに、森林管理局長が講じようとする措置の概要について報告を受けること。
- (5) 「公正入札等調査委員会の設置等について」(平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知)別添の入札等談合情報等マニ

マニュアル（以下「談合等マニュアル」という。）第4（2）に基づき、入札等談合情報等の内容、公正入札等調査委員会の審議の状況及び入札等手続の取扱いに関する結論並びに各委員の意見について報告を受けること。

- 委員は、談合等マニュアル第3に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続の取扱いについて意見を行うこと。

第3 委員会の構成等及び事務局の設置

1 委員会の構成

委員は、森林管理局長が委嘱する。

委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者3名以上をもって構成し、委員の中から委員長を互選するものとする。

なお、委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

ただし、委員に欠員が生じたときは補充するものとし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員会の招集等

委員会は、委員長が招集することとし、委員の2/3以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議決

委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成がなければならない。可否同数のときは委員長が決定する。

4 委員会の事務局

委員会に、事務局を置く。

事務局は、企画調整課に置くものとし、当該課の監査官等が庶務を行う。

第4 会議

- 第2の1（1）から（3）の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、次により行う。

（1）定例会議は、原則として（2）の表の左欄に掲げる時期に開催する。

（2）定例会議における第2の1（1）の報告（以下「報告」という。）は、それぞれ次の表の右欄に掲げる期間に締結した契約を対象とする。

開催時期	報告対象期間
5月又は 6月	第3・第4四半期（ 10月～ 3月）
8月又は 9月	第1四半期（ 4月～ 6月）
11月又は 12月	第2四半期（ 7月～ 9月）

- 第2の1（1）の報告は、事務局が、次の表の左欄に掲げる事項のうち該当する事項について、右欄に掲げる資料並びに委員が事前に指示し

た資料を提出して行うものとする。

事 項	作成する資料
工事契約総括表	入札方式別発注工事総括表（別紙様式 1 - 1）
業務契約総括表	入札方式別発注業務総括表（別紙様式 1 - 2）
物品・役務契約総括表	物品・役務の調達方法別総括表（別紙様式 1 - 3）
競争入札による契約 （公共工事等）	競争入札（公共工事等）（別紙様式 2 - 1）
随意契約（公共工事等）	随意契約（公共工事等）（別紙様式 2 - 2）
競争入札による契約 （物品・役務等）	競争入札（物品役務等）（別紙様式 2 - 3）
随意契約（物品・役務等）	随意契約（物品役務等）（別紙様式 2 - 4）
指名停止	指名停止等一覧表（別紙様式 3）
再度入札における一位不動 の状況（土木一式工事、建 築一式工事、その他の工事）	再度入札における一位不動状況（別紙様式 4 - 1）
再度入札における一位不動 の状況（測量、建設コンサル タント、地質調査、補償 コンサルタント、その他の 公共工事等）	再度入札における一位不動状況（別紙様式 4 - 2）
再度入札における一位不動 の状況（物品の製造、物品 の購入、役務の提供等）	再度入札における一位不動状況（別紙様式 4 - 3）

- (4) 定例会議において審議を行う契約（以下「審議対象契約」という。）の抽出は、当該定例会議に先立ち、委員が、別紙様式 2 - 1 から別紙様式 2 - 4 までに記載されている契約の中から、治山・林道事業、調査・設計等業務、生産・造林事業、物品・役務（生産・造林事業を除く）ご

とに、それぞれ落札率が95%以上の事案について、原則、落札率が高い順から5件以内を抽出する。

なお、落札率が95%以上の事案がない場合は、90%以上とする。

抽出を行うにあたっては、次の点に留意するものとする。

ア 森林管理局及び森林管理署等ごとに治山・林道事業、調査・設計等業務、生産・造林事業等別にそれぞれ過去1年間分以上の事案すべてについて、工事等の名称及びその競争参加に必要な資格の等級、実施地区(市町村単位)、入札日、落札者名及びその保有資格の等級、応札者名、予定価格、落札価格、落札率等を整理した入札結果

イ 応札者(応募者を含む。以下同じ。)が1者の事案

ウ 公益社団法人または公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。以下「公益法人等」という。)を契約相手方とする事案

また、委員会が必要と認めるときは、落札率等に関わらず、抽出を行うものとする。

(5) 審議対象契約に関する説明は、次の事項を記載した資料を提出して、契約担当課等の担当者が実施するものとする。

ア 契約件名

イ 事業概要

ウ 入札・契約手続審査委員会審査状況

エ 競争方式

オ 応札者数

カ 契約相手方(公益法人等の有無を含む。)

キ 契約締結日

ク 履行期間

ケ 予定価格(契約限度額を含む。)

コ 契約金額

サ 落札率

シ 入札公告(公示)日

ス 入札公告(公示)期間

セ 応札者の条件

ソ 1者応札(応募)の原因

タ 1者応札(応募)の改善策

チ 指名事業者選定理由

ツ 随意契約理由

テ 応札者、応札金額、落札までの入札回数等が記載された入札筆記書

ト 予定価格を作成するために積算書における工種ごとの積算額に対する入札参加者が提出する工事費内訳書における工種ごとの積算額の比

率をグラフ化したもの（全入札参加者について、入札参加者ごとに、工種ごとの上記比率を算出し、縦軸を「比率（基準を100とする）」、横軸を「工種」とする座標上の点を結び、一つのグラフに記入したもの）

ナ その他委員会が必要と認めるもの

- 2 第2の1（4）の事務に係る会議は（以下「再苦情処理会議」という。）は、第6の2の申立てがあった場合、必要に応じ開催する。

なお、再苦情の申立ては、再苦情申立書（別紙様式5）を提出して行うものとする。

- 3 会議は、非公開とする。

第5 意見の具申及び勧告

- 1 委員会は、第2の1（1）又は（2）の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じて、森林管理局長に対しての意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 森林管理局長は、委員会から1の意見の具申又は勧告があったときは、林野庁長官を通じて、大臣官房参事官（経理）に速やかに報告するとともに、事案の調査及び改善策等の検討を行い、その結果を林野庁長官を通じて、大臣官房参事官（経理）に報告し、協議を行うものとする。
- 3 森林管理局長は、大臣官房参事官（経理）との協議により、1の意見の具申又は勧告に係る事案が重要なものであると判断した場合には、速やかに当該事案の調査及び改善策等の検討結果について林野庁長官に報告するものとする。
- 4 森林管理局長は、2及び3に規定する報告及び説明を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置すべき事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の定例会議において委員会に報告しなければならない。
- 5 委員会は、1の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。
- 6 事務局は第2の1（4）に掲げる委員会の事務に関し、分析結果及び審議内容を速やかに林野庁林政課長に報告するものとする。

第6 再苦情の処理

- 1 森林管理局長は、第2の1（4）の事務に関し、再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼するものとする。
- 2 委員会は、第2の1（4）の事務に関し、1の再苦情の審議の依頼があった場合、再苦情処理会議を開催し審議を行うものとする。
なお、審議は申立者及び森林管理局長からの書面に基づくほか、必要と認める方法により行うことができる。
- 3 委員会は、2の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を森林

管理局長に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。

なお、当該報告は、1の再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行わなければならないものとする。

4 森林管理局長は、第2の1(4)の事務に関し、講じようとする措置の概要について、直近の会議に報告するものとする。

5 森林管理局長は、第2の1(4)の事務に関し、以下の点に留意するものとする。

- (1) 再苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げるものではないこと。
- (2) 申立者から入札・契約手続の執行停止の申出があったときは、委員会の意見を聴くものとする。
- (3) 再苦情の申立ての却下は、再苦情申立書を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する休日を含まない。)以内に行わなければならないこと。
- (4) 委員会から申立てが認められなかった場合は、申立てに根拠が認められないと判断された理由について、委員会の判断を的確に示しつつ、申立者が十分理解できるよう、直ちに通知するものとする。

第7 守秘義務

委員は、第2の事務を処理する上で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第8 公表

森林管理局長は、次の事項については、これを事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

(1) 委員の構成

委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後遅滞なく、公表するものとする。

なお、委員の変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後遅滞なく公表するものとする。

(2) 審議に係る議事の概要

森林管理局長は審議に係る議事の概要を別紙様式6-1、6-2により取りまとめの上、別紙様式2-1から別紙様式2-4までのほか必要な資料とともに、委員会終了後遅滞なくこれを公表するものとする。

(3) 報告

森林管理局長は、第6の2の再苦情処理会議を開催した場合は、その議事の概要を別紙様式6-2により取りまとめ、林野庁長官に報告するものとする。

附則

この規約は、平成 6 年 10 月 24 日から適用するものとする。

- 一部改正 平成 8 年 3 月 19 日 (8 高経第 54 号)
- 一部改正 平成 11 年 3 月 1 日 (11 四企第 2 号)
- 一部改正 平成 13 年 10 月 5 日 (13 四企第 39 号)
- 一部改正 平成 16 年 10 月 24 日 (15 四企第 49 号)
- 一部改正 平成 18 年 10 月 24 日 (18 四企第 43 号)
- 一部改正 平成 20 年 6 月 27 日 (20 四企第 7 号)
- 一部改正 平成 21 年 7 月 21 日 (21 四企第 7 号)
- 一部改正 平成 23 年 4 月 20 日 (23 四企第 8 号)
- 一部改正 平成 23 年 8 月 11 日 (23 四企第 8 号)
- 一部改正 平成 24 年 7 月 2 日 (24 四企第 16 号－1)
- 一部改正 平成 25 年 5 月 28 日 (25 四企第 24 号)
- 一部改正 令和 3 年 7 月 30 日 (3 四企第 57 号)
- 一部改正 令和 4 年 8 月 18 日 (4 四企第 52 号)

入札方式別発注工事総括表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	件数	単純平均落札率	備考
<p>総契約件数</p> <p>(1) 治山工事 (内訳)</p> <p>① 一般競争契約</p> <p>② 随意契約</p> <p>(2) 林道工事 (内訳)</p> <p>① 一般競争契約</p> <p>② 随意契約</p> <p>(3) その他の工事 (内訳)</p> <p>① 一般競争契約</p> <p>② 公募型指名競争及び工事希望型競争契約</p> <p>ア 公募型指名競争契約</p> <p>イ 工事希望型競争契約</p> <p>③ ②以外の指名競争契約</p> <p>ア 一般土木工事に係るもの</p> <p>イ その他</p> <p>④ 随意契約</p>			<p>(記載例)</p> <p>〇〇月の特色としては、事務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。中でも一般土木工事に係る発注が多い。</p>

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

入札方式別発注業務総括表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	件数	単純平均落札率	備考
総契約件数 (1) 治山工事に係るコンサルタント業務 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (2) 林道工事に係るコンサルタント業務 (内訳) ① 一般競争契約 ② 随意契約 (3) その他の業務 (内訳) ① 一般競争契約 ② 公募型プロポーザル契約 ③ 公募型競争契約 ④ 簡易公募型プロポーザル契約 ⑤ 簡易公募型競争契約 ⑥ 標準型プロポーザル契約 ⑦ ③及び⑤以外の競争契約 ⑧ 随意契約			(記載例) ○○月の特色としては、事務繁忙期であったため、通常の時期より2割程度発注件数が多い。

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

物品・役務の調達方法別総括表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)
(単位：件、円)

区分	項目	契約方法別内訳												備考
		一般競争入札			指名競争入札			随意契約 (企画競争)		随意契約 (その他)		計		
		件数	金額	単純平均落札率	件数	金額	単純平均落札率	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
物品調達	林業用資材													
	建設用資材													
	特定物品（専売品）													
	その他物品													
役務調達	収獲調査委託													
	事業・業務委託													
	調査・設計委託													
	条件調査													
	その他役務													
計														

注) 単純平均落札率とは、個々の案件の落札率を平均した数値のことをいう。

別紙様式 3

指名停止等一覧表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
		年 月 日～ 年 月 日 (カ月)		

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

工事種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※2		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
土木一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
建築一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
その他の工事								

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業務種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
測量	A							
	B							
	C							
建設コンサルタント	A							
	B							
	C							
地質調査	A							
	B							
	C							
補償コンサルタント	A							
	B							
	C							
その他の公共工事等	A							
	B							
	C							

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

契約種別	等級	総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			第3回入札における状況		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
物品の製造	A							
	B							
	C							
	D							
物品の購入	A							
	B							
	C							
	D							
役務の提供等	A							
	B							
	C							
	D							
合計								

※ 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

別紙様式 5

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

四国森林管理局長 殿

申立者

(住 所)

(電 話 番 号)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

- 1 再苦情申立ての対象となる工事名
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日： 年 月 日)

開催日及び場所			
委員			
審議対象期間			
審議対象案件		件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
抽出案件		件 うち、1 者応札案件 件 (抽出率 %) (抽出率 %) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件 (抽出率 %)	
工事	指名競争	一般競争	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
		公募型指名競争	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
		工事希望型競争	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
		その他の指名競争	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
	随意契約	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件	
抽出案件内訳	業務	一般競争	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
		公募型競争	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
		簡易公募型競争	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件

	その他の指名競争	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
	公募型プロポーザル	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
随 意 契 約	簡易公募型プロポーザル	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
	標準型プロポーザル	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
	その他の随意契約	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
	一般競争	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
物 品 ・ 役 務 等	指名競争	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
	随意契約 (企画競争・公募)	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
	随意契約 (その他)	件 うち、1 者応札案件 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 件
	(特記事項)	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し森林管理局長が講じた措置]		

事務局：

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

四国森林管理局入札等監視委員会再苦情処理会議審議概要

開催日及び場所				
委員				
再苦情申立の概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	内容等			
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答（詳細に記述 すること）	意見・質問		回答	
委員会の審議結果				